

## - り災証明 -

鳥取県西部地震により被害を受けた家屋のり災証明を発行した。

- H12.10.12 り災証明の受付けを1階市民コーナーで開始した。
- 10.15 神戸市の被害家屋調査要領をそのまま使用することとし、建築士と米子市職員の2人1組で、り災認定作業を開始した。  
(建築士)
- ・鳥取県建築事務所協会西部支部に委託し、派遣された建築士
  - ・鳥取県に派遣依頼し、派遣された建築士(鳥取市職員)
  - ・米子市職員の建築士
11. 1 り災認定基準の見直しをした。  
神戸市の被害家屋調査要領に、傾斜角度1/60以上を半壊とする基準を組み入れるとともに、二次調査判定表でのみ調査することとした。  
また、判定結果に不服のある方の再審査については、再調査家屋の再建築価格と補修費との対比により判定する方法を取り入れることとした。
11. 8 災害復旧相談室へ統合し、り災証明の再審査請求についての受付けを開始した。  
広報1月号で申請期限を1月31日までとする旨、広報した。ただし、特別な場合、相談に応ずることとした。
- H13. 2. 1 総務課で受付けを継続することとした。  
3月末までで、り災調査を終了することとしたが、家屋の建替補助申請のために必要な場合等に限り、り災調査を継続した。
- |                             |      |        |                    |
|-----------------------------|------|--------|--------------------|
| ・り災証明発行件数(12月末現在 非住家を含む全件数) |      |        |                    |
| 全                           | 壊    | 225件   | (うち再審査請求による判定 22件) |
| 半                           | 壊    | 1,336件 | ( " 85件)           |
|                             | 一部損壊 | 6,735件 | ( " 39件)           |
| 合                           | 計    | 8,296件 | ( " 146件)          |

## - り災届出証明 -

鳥取県西部地震により被害を受けた物品等の損害に対し、本人の申出事項をそのまま(届出があった旨)証明として発行することとした。

- H12.10.15 り災届出証明の受付けを3階総務課で開始した。
- H13. 1.31 り災届出証明の受付けを終了した。

・り災届出証明発行件数 93件

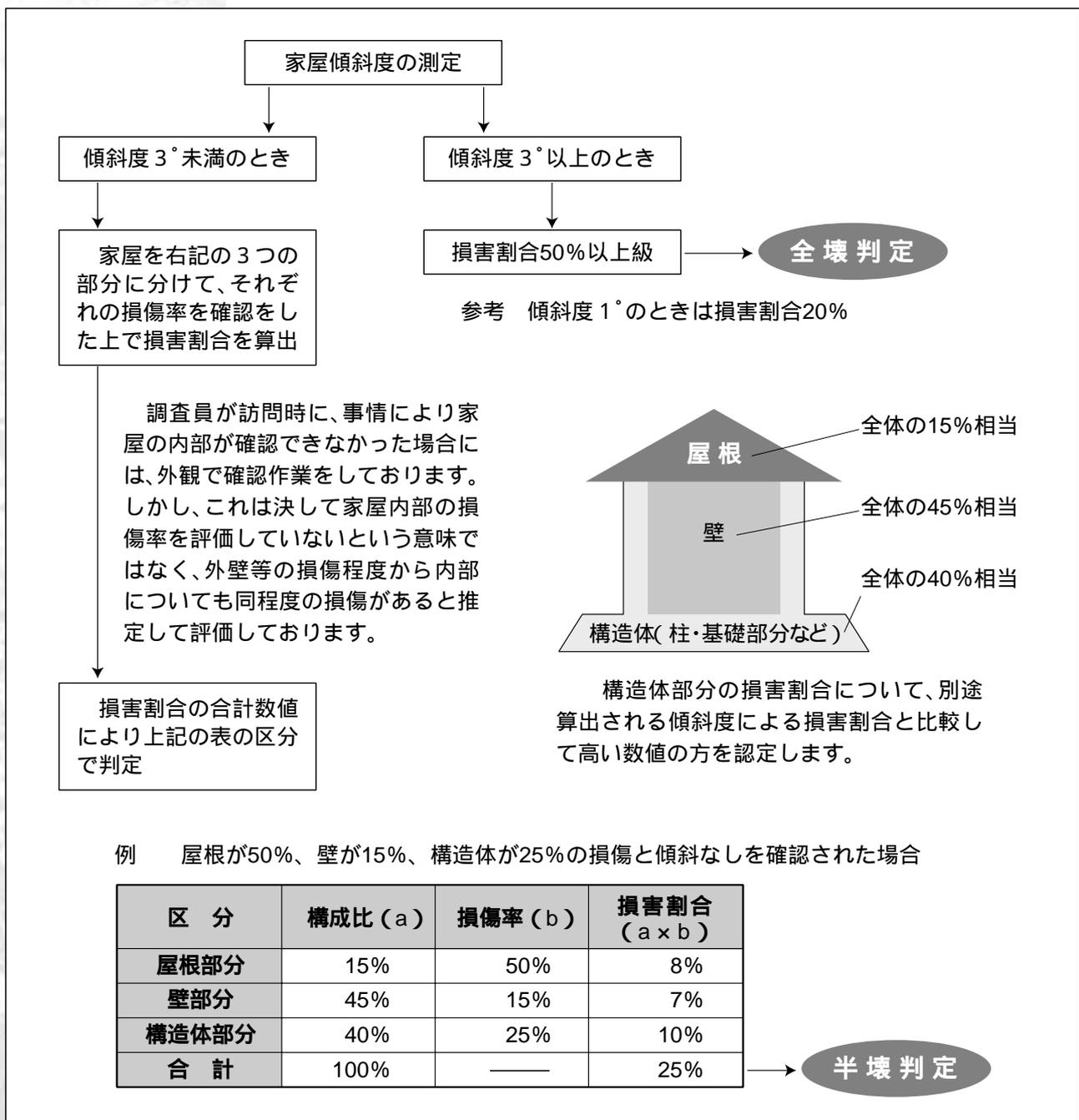
## 【り災証明の判定方法のあらまし】

(木造・プレハブ家屋の場合を例にして、判定手順を説明したもの)

### 1 損害割合別による判定結果区分表

損害割合	50%以上	20%以上50%未満	20%未満
判定結果	全壊	半壊	一部損壊

### 2 判定作業の手順



No. \_\_\_\_\_

## り災証明書交付申請書

米子市長 様

※太線部分を記入してください。

申請者	住所又は所在地	TEL( )	—
	氏名又は名称	明・大・昭・平	年 月 日生

り災者名	フリガナ		印
	(申請者と、り災者が異なる場合には、押印して下さい。)		
り災家屋	所在地	米子市	
	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家(所有者名 )	<input type="checkbox"/> 貸家
	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 非住宅(種別 )	

り災家屋の状況(具体的に記載してください。)	
り災の原因	平成12年 鳥取県西部地震

り災の程度	<input type="checkbox"/> 全 壊	<input type="checkbox"/> 半 壊	<input type="checkbox"/> 一部損壊
-------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------

- \*全 壊 損壊部分の床面積が当該家屋の延床面積の70%以上、又は主要構造部の被害額が当該家屋の時価の50%以上のもの。
- \*半 壊 損壊部分の床面積が当該家屋の延床面積の20%以上70%未満、又は主要構造部の被害額が当該家屋の時価の20%以上50%未満のもの。
- \*一部損壊 損壊しているが、その程度が全壊及び半壊に当たらないもの。

※り災証明書の再発行はいたしかねますので、原本は大切に保管してください。

## り 災 証 明 書

申 請 者	住所又は所在地	TEL( )	—
	氏名又は名称	明・大・昭・平	年 月 日生

り 災 者 名	フリガナ		
り 災 家 屋	所 在 地	米 子 市	
	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家（所有者名	) <input type="checkbox"/> 貸家
	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 非住宅（種別 )	

り 災 の 程 度	<input type="checkbox"/> 全 壊	<input type="checkbox"/> 半 壊	<input type="checkbox"/> 一 部 損 壊
-----------	------------------------------	------------------------------	----------------------------------

- \*全 壊 損壊部分の床面積が当該家屋の延床面積の70%以上、又は主要構造部の被害額が当該家屋の時価の50%以上のもの。
- \*半 壊 損壊部分の床面積が当該家屋の延床面積の20%以上70%未満、又は主要構造部の被害額が当該家屋の時価の20%以上50%未満のもの。
- \*一部損壊 損壊しているが、その程度が全壊及び半壊に当たらないもの。

※り災証明書の再発行はいたしかねますので、原本は大切に保管してください。

平成12年鳥取県西部地震により生じた「り災」の状況は、上記のとおり相違ないことを証明します。

米災証第 \_\_\_\_\_ 号

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

米子市長 森 田 隆 朝

(注) この証明は、り災家屋のり災の状況のみを証明するものです。その所有関係及び用途は、申請者の申告によるものであり、それを証明するものではありません。

## り 災 届 出 書

米子市長 様

平成 年 月 日

平成12年鳥取県西部地震により、下記のとおり、り災したことを届け出ます。

届出者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	(印)
	り災者との関係	

り災日時	平成12年10月6日(金)午後1時30分ごろ
り災場所	米子市
り災者名	
届出の内容	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

米災届証第 号

平成 年 月 日

米子市長 森 田 隆 朝